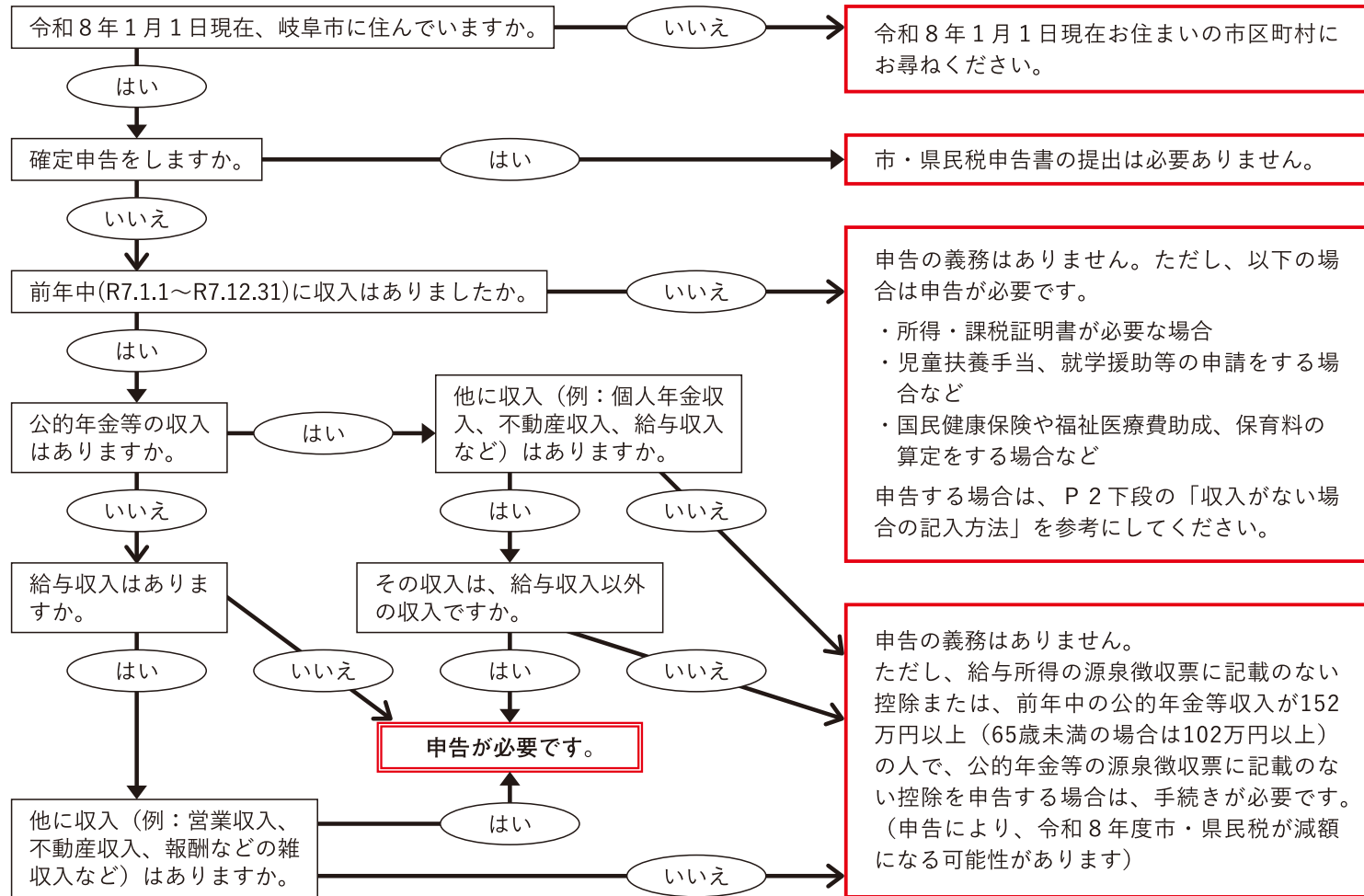


令和8年度 市・県民税申告の手引 岐阜市

市・県民税（住民税）は、前年の所得に対して課税されますので、令和7年1月から12月までの所得について申告してください。申告が必要かどうかは、下記の表を参考にしてください。申告書の提出の際には、番号確認と身元確認が必要です。

市・県民税申告書の提出が必要かどうかの判断表

（一般的なケースを想定しています。）



申告に必要なもの

- 市・県民税申告書**
（紙で提出する場合、手書きで作成する以外に、岐阜市ホームページ（http://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/gifu_top.html）で申告書の作成ができます。収入金額や支払額を入力すると自動計算されます。印刷してご提出ください。）
- 本人確認書類** 下記のAまたはBが必要です。（郵送の場合は写しを添付）
A…マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
B…個人番号の記載のある住民票、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り可）など（番号確認）＋運転免許証、資格確認書等（身元確認）
- 申告する収入や必要経費等のわかるもの**
（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、支払調書、給与明細書、配当等の支払い通知書など）
- 申告する控除に係る証明書等**
（医療費控除の明細書（領収書は不要）、健康保険料の領収書、生命保険料控除証明書など）
※添付書類は原則返却しません。申告内容・添付書類はすべて令和7年1月から12月までのものに限りです。
※市・県民税申告書の押印は不要です。

提出方法 ※できるだけ電子申告のご利用をお願いします。

- 電子申告による提出
マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから、市・県民税の申告をしてください。詳細は市ホームページを参照。
- 郵送による提出
記入した申告書、本人確認書類の写し、その他「申告に必要なもの」をオレンジ色の返信用封筒に入れ、切手を貼って右記へ郵送してください。受付印を押した控えが必要な場合は、市・県民税申告書と同じ内容を記入した市・県民税申告書（控）と、切手を貼った返信用封筒も同封してください。
- 窓口への来庁による提出
受付印を押した控えが必要な場合は、職員へ申し出てください。



申告についてのお問い合わせ先

岐阜市財政部市民税課（庁舎3階）
〒500-8701 岐阜市司町40番地1
電話 058-214-2063（直通）
FAX 058-266-8093
E-mail shiminzei@city.gifu.gifu.jp
ホームページ <http://www.city.gifu.lg.jp/>
トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市の機構と主な事務 ⇒ 財政部 ⇒ 市民税課

【記入例】市・県民税申告書



令和8年度 市・県民税申告書

受付印

（あて先）
岐阜市長
提出年月日
令和 年 月 日

必ず記入してください。

個人番号 123456789012
現住所 岐阜市 司町 40-1
令和8年1月1日現在の住所フリガナ ギ フ タロウ
氏名 岐阜 太郎
生年月日 明・大 昭 平・令 37 年 1 月 1 日生
電話番号 058-265-△△△△ 職業 小売業
※市・県民税申告書の押印は不要です。

収入金額と所得金額を記入します。P4、5をご覧ください。

職員記入欄

収入がない人は、「2所得金額」の「合計」欄に「0」と記入します。

控除額を記入します。P6、7をご覧ください。

1 収入金額等
2 所得金額
3 給与所得および公的年金等に係る所得以外に係る税額がある場合は、その税額について、納付方法を選択できます。（金額等によっては、選択どおりとならない場合があります。）

4 所得から差し引かれる金額

16歳未満の扶養親族（控除対象外）
平成22年1月2日以後に生まれた扶養親族（前年の途中で死亡した場合は含まれる）です。控除額は0円ですが、市・県民税の算定に必要となります。

給与所得および公的年金等に係る所得以外に係る税額がある場合は、その税額について、納付方法を選択できます。（金額等によっては、選択どおりとならない場合があります。）

収入がない場合の記入方法

- ①個人番号、住所、氏名等を記入する。

個人番号 123456789012
現住所 岐阜市 司町 40-1
令和8年1月1日現在の住所フリガナ ギ フ タロウ
氏名 岐阜 太郎
生年月日 明・大 昭 平・令 37 年 1 月 1 日生
電話番号 058-265-△△△△ 職業 無職
※市・県民税申告書の押印は不要です。

- ②「2所得金額」の合計欄に「0」と記入する。

所得計算
収入金額 ① 0
給与・年金収入の内訳
支払者の名称 種別 収入金額
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

申告書(表)

収入金額等
1 収入金額等
2 所得金額
3 給与所得および公的年金等に係る所得以外に係る税額がある場合は、その税額について、納付方法を選択できます。（金額等によっては、選択どおりとならない場合があります。）

申告書(裏)

収入金額等
1 収入金額等
2 所得金額
3 給与所得および公的年金等に係る所得以外に係る税額がある場合は、その税額について、納付方法を選択できます。（金額等によっては、選択どおりとならない場合があります。）

- ③申告書の裏面上部に、該当するものにチェック(✓)をする。

令和7年中に収入がなかった方は、該当するものにチェック(✓)を入れ、必要事項を記入してください。
扶養、住送り等 □ 遺族年金・障害年金 □ 病気療養中、失業中 □ 貯金 □ その他
※所得計算
収入金額 ① 0
給与・年金収入の内訳
支払者の名称 種別 収入金額
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

※通信欄

収入がなかった場合でも、国民健康保険や福祉医療費助成の算定、児童扶養手当、就学援助、国民年金免除申請、所得証明書の発行などの各種手続きが必要な人は、右の欄に記入の上、提出してください。

◎ 令和7年中に収入がなかった方は、該当するものにチェック(☑)を入れ、必要事項を記入してください。

☐ 扶養、仕送り等

☐ 遺族年金・障害年金

☐ 病気療養中・失業中

☐ 貯金

☐ その他

ア 営業所得等計算

屋号

〇〇屋

業種

〇〇小売店

所在地

岐阜市〇〇町△△

売上(収入)金額

4,050,000円

期首棚卸高

1,000,000円

仕入金額

2,000,000円

期末棚卸高

1,000,000円

小計②+③-④

2,000,000円

差引金額①-⑤⑥

2,050,000円

給与・賃金

減価償却費

地代・家賃

600,000円

租税

水道光

旅費交

通信

広告費

接待交際費

修繕費

12,000円

消耗品費

10,000円

経費計⑦-⑭⑯

792,000円

専従者控除額

所得金額⑥-⑯-⑳

1,258,000円

イ 農業所得計算

販売金額

家事消費金額

雑収入

小計①-③④

農産物の期首棚卸高

農産物の期末棚卸高

計④-⑤+⑥⑦

雇人費

小作料・賃借料

減価償却費

租税公課

種苗費

経費計⑧-⑳㉑

専従者控除額

所得金額㉒-㉓-㉔

カ 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票の記入は記入してください。

月

勤務日数

月

取

1

8

40,000円

2

12

60,000円

給与・年金収入の内訳

支払者の名称・種類

収入金額

厚生労働省

1,765,000円

企業年金基金

242,000円

所得金額調整控除に関する事項

別居の扶養親族等に関する事項

給与と所得の源泉徴収票の添付ができない場合は、記入します。(P4、5参照)

給与収入もしくは公的年金等の雑収入がある場合は記入します。(P4、5参照)

収入がない人は、昨年中どのように生活していたか、該当するものに✓をします。

営業や農業、不動産収入がある場合は、経費等を記入します。(P4参照)

事業専従者等に関する事項

氏名

個人番号

続柄

生年月日

大・昭・平・令

勤務先名

勤務先所在地

電話番号

事業税に関する事項

非課税所得等

番号

所得金額

損益通算の特例適用中の不動産所得

事業用資産の譲渡損失など

前年中の開設業

開始/廃止

月

日

他都道府県の事務所等

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額

90円

株式等譲渡所得割額控除額

97円

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類

収入金額

必要経費

差引金額(収入-必要経費)

特別控除額

所得金額(収入-必要経費-特別控除額)

総合譲渡

短期

長期

一時

寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)

98円

岐阜県

99円

岐阜市

100円

条例指定分

岐阜県

岐阜市

岐阜県

岐阜市

岐阜県

岐阜市

【記入例】市・県民税申告書

裏

市・県民税・森林環境税の計算方法

○地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算することになります。

所得割額(100円未満切り捨て)

算出所得割額

課税総所得金額(1,000円未満切り捨て)

(1)総所得金額

(2)所得控除の計

(3)税率

市民税率6%

県民税率4%

(4)調整控除額

(5)税額控除額(寄附金控除等)

(6)配当割額・株式等譲渡所得割額

(7)均等割額

市民税3,000円

県民税2,000円

(8)森林環境税

1,000円

(1)総所得金額

申告書表面㉒の金額

(2)所得控除の計

申告書表面㉓の金額

(3)所得割の税率

10% (市民税6%、県民税4%)

(4)調整控除額

合計所得金額が2,500万円以下の人に適用されます。

(5)税額控除額

〈寄附金控除〉
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額が控除されます。
ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
イ 岐阜県共同募金会又は日本赤十字社岐阜県支部に対する寄附金
ウ 所得税法に規定される寄附金控除の対象及び特定非営利活動法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として岐阜市又は岐阜県の条例で定めるもの
ただし、アのうち、寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて下欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)が控除されます。
※税制改正によって変更になる可能性があります。

人的控除の差

	人的控除の差	市・県民税の控除額	所得税の控除額
配偶者控除	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下	5万円 4万円 2万円	33万円 22万円 13万円
老人	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下	10万円 6万円 3万円	38万円 26万円 16万円
扶養控除	一般 特定 老人 同居老親等以外 同居老親等	5万円 18万円 10万円 13万円	33万円 45万円 38万円 45万円
障害者控除	障害者 特別障害者 同居特別障害者	1万円 10万円 22万円	26万円 30万円 75万円
寡婦控除		1万円	26万円
ひとり親控除	父 母	1万円※ 5万円	30万円 35万円
勤労学生控除		1万円	26万円
基礎控除	132万円以下 132万円超336万円以下 336万円超489万円以下 489万円超655万円以下 655万円超2,350万円以下 2,350万円超2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下	5万円※	95万円 88万円 68万円 63万円 58万円 48万円 32万円 16万円

国外居住の扶養親族について

国外居住扶養親族を扶養控除の対象とするには以下の書類及び訳文の添付が必要です。ただし、年末調整で扶養控除の適用を受けている場合は必要ありません。

①親族関係書類

②送金関係書類

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象とすることができます。

・留学により非居住者になった者(別途「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し」または「在留カードに相当する書類の写し」(留学ビザ等相当書類)が必要です)

・障害者

・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを年間38万円以上受けている人

税金に関する用語

・合計所得金額…所得金額の合計額(損失の繰越控除がある場合は繰越控除前の金額)と、分離課税の所得金額(特別控除がある場合は特別控除前の金額)を合算した金額をいいます。

・総所得金額等…所得金額の合計額(損失の繰越控除がある場合は繰越控除後の金額)と、分離課税の所得金額(特別控除がある場合は特別控除後の金額)を合算した金額をいいます。

・同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者(※)で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

・扶養親族…配偶者以外の親族等(16歳未満の人(平成22年1月2日以後生まれ)を含む)(※)で、あなたと生計を一にする人のうち、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

※青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除きます

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額

割合

0円以上

195万円以下

84.895%

195万円を超え

330万円以下

79.79%

330万円を超え

695万円以下

69.58%

695万円を超え

900万円以下

66.517%

900万円を超え

1,800万円以下

56.307%

1,800万円を超え

4,000万円以下

49.16%

4,000万円を超え

44.055%

0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得を有しない場合)

90%

0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得を有する場合)

地方税法に定める割合

※税額控除額は他に配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除があります。

(6)配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	控除額
市民税	配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の3/5
県民税	配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の2/5

☆非課税となる人

※均等割非課税であっても森林環境税のみ課税になる場合があります。

合計所得金額

市・県民税

森林環境税

障害者、寡婦、ひとり親、未成年者(18歳未満)

135万円以下

同一生計配偶者及び扶養親族がいない人

42万円以下

41.5万円以下

同一生計配偶者及び扶養親族がいる人

{32万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+29万円}以下

{31.5万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+28.9万円}以下

8

「1 収入金額等」「2 所得金額」について（申告書表面㊦～㊩、①～⑫に記入してください。）

㊦営業 販売・飲食・製造・修理・サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・作家・外交員などの自由業や、漁業などの事業から生ずる所得

①農業 農業の生産、果樹などの栽培または農家が兼営する家畜類の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得

㊧不動産 地代・家賃・アパートの貸付料などによる所得

○所得金額＝収入金額－必要経費－専従者控除額

- ・必要経費は、その収入を得るために支出した費用です。（生活費、所得税、市・県民税等を含みません。）
- ・専従者控除額は、次の①と②のうちいずれか少ない方の金額です。

①配偶者は86万円、その他の人は1人につき50万円

②事業所得金額÷（事業専従者＋1）

○表面㊦①㊧に収入金額、表面①②③に所得金額を記入してください。また、裏面の「㊦営業所得等計算」、「①農業所得計算」、「㊧不動産所得計算」にも記入し、専従者がいる場合は、「事業専従者等に関する事項」にも記入してください。

○事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除または特定親族特別控除の対象とすることはできません。

○収支明細のわかるものが必要です。

㊨利子 日本国外の銀行等に預けた預金の利子などの所得

○所得金額＝収入金額

○表面㊨に金額、表面④に所得金額を記入してください。

㊩配当 株式、出資などの配当による所得

○収入金額は、税額が差し引かれる前の金額です。

○所得金額＝収入金額－必要経費

必要経費は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債にかかる利子の金額です。この場合、株式の購入時期、購入価格や負債借入時期、借入金額などを証明する書類を添付してください。

○上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができます。

○表面㊩に収入金額、表面⑤に所得金額、裏面「㊩配当所得に関する事項」を記入してください。

㊪給与 俸給、給料、賞与などの所得

○収入金額は、手取り額ではなく源泉徴収税額などを差し引く前の金額です。

○所得金額＝収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額

○表面㊪（一般）（専従者給与の場合は㊫（専従））に収入金額、表面⑥に所得金額、裏面「給与・年金収入の内訳」を記入してください。（源泉徴収票をお持ちの場合は、表面㊫に源泉徴収票の「支払金額」を、表面⑥に源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を記入してください。）

○給与所得の源泉徴収票を添付してください。日給、アルバイトなどの給与所得のある人で、源泉徴収票がない人は、裏面「㊪給与所得の内訳」にも記入してください。

○所得金額調整控除について、下記(1)に該当する場合は、表面㊪「区分」欄に「1」、下記(2)に該当する場合は「2」、両方に該当する場合は「3」と記入してください。また、裏面「所得金額調整控除に関する事項」にも記入してください。

(1)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が8,500,001円以上の人で、次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額が給与の所得金額から控除されます。（扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得に適用するという制限はありません。）

・本人が特別障害者に該当（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の「特別障害者に該当する場合」記入してください。）

・年齢が23歳未満の扶養親族を有する（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の氏名、生年月日等を記入してください。）

・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の全欄に記入してください。）

所得金額調整控除＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％

(2)給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した金額が控除されます。

所得金額調整控除＝〔給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）〕－10万円

㊫雑（公的年金等） 国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などの所得（障害年金や遺族年金などの所得は、非課税のため除く）

○収入金額は、公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」です。

○公的年金等の所得金額は、下記の「公的年金等所得の計算」を参照してください。

【公的年金等所得の計算】（1円未満切り捨て）

65歳未満（昭和36年1月2日以後に生まれた人）の場合

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000 円	A－600,000 円	A－500,000 円	A－400,000 円
1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001 円 ～	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれた人）の場合

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000 円	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円
3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001 円 ～	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

○表面㊫に収入金額、表面㊦（㊩も記入）に所得金額、裏面「給与・年金収入の内訳」を記入してください。

○公的年金等の源泉徴収票を添付してください。

㊬雑（業務） 原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得

○所得金額＝収入金額－必要経費

必要経費は、原稿料・講演料などの場合、各項目ごとに交通費、資料作成費などです。

○表面㊬に収入金額、表面⑧（㊩も記入）に所得金額、裏面「㊬㊭雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。

㊭雑（その他） 生命保険契約等に基づく年金（個人年金保険）、互助年金などの所得

○所得金額＝収入金額－必要経費

必要経費は、生命保険契約に基づく年金（個人年金保険）などの場合、生命保険会社などが発行する支払証明書などに記載の「既払込金額」などです。

○表面㊭に収入金額、表面⑨（㊩も記入）に所得金額、裏面「㊬㊭雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

㊯㊰総合譲渡 土地、建物以外の機械・機器・備品などの資産を譲渡して得た所得

㊯短期譲渡所得 取得の日以後、保存期間が5年以内の資産の譲渡による所得

㊰長期譲渡所得 取得の日以後、保有期間が5年を超える資産の譲渡による取得

㊱一時所得 生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得

○総合課税の譲渡所得は、収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計から特別控除（上限50万円）を差し引いてください。（収入金額欄に記入）

○一時所得については、保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

○表面㊯㊰㊱に収入金額、表面⑪に所得金額、裏面「㊯㊰㊱総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。

○分離の短期・長期譲渡所得、株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得又は退職所得がある人は、申告書裏面の下部に記入してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」について（申告書表面⑬～㉑に記入してください。）

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。

生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

○支払った金額が控除額です。

○表面⑬に控除額、支払った保険料を記入してください。

○支払いをした旨の証明書又は領収書を提示又は添付してください。（国民年金保険料の支払いがある場合は、証明書又は領収書の原本を必ず添付してください。）

⑭小規模企業共済等控除

小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えたものの掛金の合計額です。

○支払った金額が控除額です。

○表面⑭に控除額を記入してください。

○支払った掛金の証明書（原本）を添付してください。

⑮生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料及び介護保険料、あなたやあなたの配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合に控除されます。

○下表に従い計算した、「**ホ＋ト＋リ**」が控除額（**限度額70,000円**）です。

保険の種類	支払額の合計	使用する計算式	計算した金額 (1円未満切り上げ)
新生命保険料	円	計算式1	円
旧生命保険料	円	計算式2	円
新個人年金保険料	円	計算式1	円
旧個人年金保険料	円	計算式2	円
介護医療保険料	円	計算式1	円

【計算式1】		【計算式2】	
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）		平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）	
支払額	控除額の計算式	支払額	控除額の計算式
～12,000円	支払額全額	～15,000円	支払額全額
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
56,001円～	28,000円（限度額）	70,001円～	35,000円（限度額）

○表面⑮に控除額、保険の種類ごとに支払った金額を記入してください。

○証明書（原本）を提出してください。（旧契約の一般の生命保険料で、支払った保険料が一契約9,000円以下の場合は、証明書の添付は必要ありません。）

⑯地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。

○下表に従い計算した「**C＋D**」が控除額（**限度額25,000円**）です。

【地震保険料の場合】

A 支払った地震保険料の金額	C 控除額(1円未満切り上げ)
～50,000円	A×0.5円
50,001円～	一律25,000円

○表面⑯に控除額、保険の種類ごとに支払った金額を記入してください。

○証明書（原本）を添付してください。

【旧長期損害保険料の場合】

B 支払った旧長期損害保険料の金額	D 控除額(1円未満切り上げ)
～5,000円	Bの金額円
5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円円
15,001円～	一律10,000円

⑰寡婦控除

原則としてその年の12月31日時点で、「⑱ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに該当する人が対象です。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合（住民票の続柄に「夫(未届)」,「妻(未届)」の記載がある人など）は、対象となります。

❶夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。

❷夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人。

○控除額は26万円です。

○表面⑰に控除額を記入し、該当する配偶関係（死別、離婚等）に✓をしてください。

⑱ひとり親控除

原則としてその年の12月31日時点で、婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の条件をすべて満たす場合に控除されます。

- ・あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。（住民票の続柄に「夫(未届)」,「妻(未届)」の記載がある人などは対象外です。）
- ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人）がいる。
- ・合計所得金額が500万円以下である。

○控除額は30万円です。

○表面⑱に控除額を記入し、ひとり親控除の欄に✓をしてください。

（参考）寡婦控除とひとり親控除（万円）

		あなたが女性の場合			あなたが男性の場合		
合計所得金額		～500万円			～500万円		
配偶関係		死別・離別・未婚のひとり親			死別・離別・未婚のひとり親		
扶養親族	有	子	30	30	30	30	30
		子以外	26	26			
	無		26				

⑲配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者（前年の途中で死亡した場合は含まれる。内縁関係は含まない。）を扶養している場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○控除額は右表のとおりです。

○表面⑲に控除額、配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入し、配偶者と別居している場合は、裏面「別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。

※あなたの合計所得金額が1,000万円以上で、配偶者が同一生計配偶者に該当する場合は、□にチェックしてください。

区分		納税義務者（扶養する人）の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者		33万円	22万円	11万円
	老人（70歳以上） (昭和31年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円

㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（前年の途中で死亡した場合は含まれる。内縁関係は含まない）の合計所得金額が下表に当てはまる場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○控除額は右表のとおりです。

○表面㉒に控除額、配偶者の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額、個人番号を記入し、配偶者と別居している場合は、申告書裏面の「別居の扶養親族等に関する事項」欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額		納税義務者（扶養する人）の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超		対象外	対象外	対象外

㉓扶養控除

あなたと生計を一にする合計所得金額が58万円以下の親族（前年の途中で死亡した場合は含まれる）を扶養している場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○控除額は右表のとおりです。

○表面㉓に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額、個人番号を記入し、被扶養者と別居している場合は、裏面「別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

※扶養親族が国外居住の場合はP3「国外居住の扶養親族について」を参照してください。

区分		控除額
一般扶養（平成22年1月1日以前に生まれた人で、特定扶養や老人扶養以外の人）		33万円
特定扶養（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人）		45万円
老人扶養（昭和31年1月1日以前に生まれた人）	同居老親等以外	38万円
（同居老親等…あなたやあなたの配偶者の父母や祖父・母などで、同居を常況としている人）	同居老親等	45万円

㉔特定親族特別控除

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が右表に当てはまる場合に控除されます。（配偶者、青色専従者、事業専従者は除く。）

○控除額は右表のとおりです。

○表面㉔に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、特定親族の合計所得金額に応じた区分及び控除額、個人番号を記入して下さい。別居の場合は、裏面「別居の扶養親族等に関する事項」欄に記入してください。

特定親族の合計所得金額		特親区分	控除額
58万円超	85万円以下	10	
85万円超	90万円以下	20	45万円
90万円超	95万円以下	30	
95万円超	100万円以下	40	41万円
100万円超	105万円以下	50	31万円
105万円超	110万円以下	60	21万円
110万円超	115万円以下	70	11万円
115万円超	120万円以下	80	6万円
120万円超	123万円以下	90	3万円

㉑雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難・横領にあった場合に控除されます。

○下表に従い計算し、**F**と**H**のいずれか多い方の金額が控除額です。

損害金額	円	A
保険金などの補填金額	円	B
差引損失額（A－B）	円	C
総所得金額等	円	D
D×10％（1円未満切り捨て）	円	E
C－E	円	F
Cのうち災害関連支出金額	円	G
G－50,000円	円	H

○表面㉑に控除額、損額の原因、損害金額などを記入してください。

○災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての証明書を添付してください。

㉒医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に控除されます。

また、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択することもできます。（令和3年度の改正により延長）セルフメディケーション税制は、健康の増進及び疾病の予防に関する一定の取り組みを行っている人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等の購入費を支払った場合に、控除されます。

○表面㉒に控除額、支払った医療費等、保険金などで補填される金額を記入してください。

〈通常の医療費控除の場合〉

○下表に従い計算した**G**が控除額です。（限度額200万円、マイナス時は0円）

支払った医療費	円	A
保険金などの補填金額	円	B
A－B	円	C
総所得金額等	円	D
D×5％（1円未満切り捨て）	円	E
10万円とEの少ない方の金額	円	F
C－F	円	G

○医療費控除の明細書を添付してください。領収書の添付は不要です。（医療費の領収書の添付では控除の対象となりません。）

〈セルフメディケーション税制による特例の場合〉

○下表に従い計算した**J**が控除額です。（限度額88,000円、マイナス時は0円）

支払った金額	円	H
保険金などの補填金額	円	I
H－I－12,000円	円	J

○表面㉒の「区分」の□に「1」と記入してください。

○セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。領収書の添付は不要です。（医療費の領収書の添付では控除の対象となりません。）

㉓基礎控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。

○控除額は下表のとおりです。

合計所得金額		控除額
2,400万円以下		43万円
2,400万円超	2,450万円以下	29万円
2,450万円超	2,500万円以下	15万円
2,500万円超		適用なし